



令和7年度

中野区子どもショートステイ
協力家庭事業のしおり

中野区では、ご自宅でお子さんをお預かりできる中野区子どもショートステイ協力家庭事業を行っています。このしおりは、協力家庭に登録する皆さんに、お子さんを安心安全にお預かりいただけるように作成しました。

目次

中野区のショートステイ協力家庭事業について	1
1 子どもショートステイとは	1
2 利用要件	2
協力家庭の要件、登録について	2
1 協力家庭が預かり中に行うこと	2
2 協力家庭の要件	3
3 委託料	3
4 登録申請～登録	4
協力家庭登録後の流れ	5
1 毎年受講いただく研修について	5
2 毎年の契約更新	5
3 預かりにあたっての注意事項	5
4 協力家庭受託～受託終了	6
緊急時の対応	7
1 預かり中に児童の体調が悪くなった場合	7
2 預かり中に児童が怪我をした場合	7
3 その他、災害等の緊急事態が発生した場合	7
保険について	8
1 依頼子供傷害保険	8
2 サービス提供会員障害保険	8
3 賠償責任保険	9
4 お見舞金制度	9
その他	10

中野区のショートステイ協力家庭事業について

1 子どもショートステイとは

保護者が入院などの事情により一時的にお子さんの養育ができないときに、委託した施設や協力家庭でお子さんをお預かりして養育する事業です。

中野区では一般ショートステイ(一般的に誰でも利用ができるもの。子どもショートステイとも呼ばれる)と要支援ショートステイ(児童相談所やすこやか福祉センターがかかわり支援の一環で利用するもの。養育支援ショートステイとも呼ばれる)があります。

ショートステイ実施施設等

施設等	対象となるお子さん	1回の利用期間	受入れ・引渡し時間
聖オディリアホーム 乳児院	生後43日後から2歳のお子さん	原則7日以内(一般) 原則14日以内(要支援)	午前9時～午後6時
中野区さつき寮	2歳以上で18歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん	原則7日以内(一般) 原則14日以内(要支援)	午前9時～午後6時
中野区子育て短期支援事業独立型実施施設	2歳以上で18歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん	原則7日以内(一般) 原則14日以内(要支援)	午前9時～午後6時
協力家庭 (子どもショートステイ)	3歳以上で18歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん	原則7日以内(一般) 原則14日以内(要支援)	午前9時～午後5時

※年間の利用回数:24日以内(一般)

62日以内(要支援)

利用案内は区のホームページに載っています。



2 利用要件

- (1)保護者が入院、または出産するとき
- (2)保護者が仕事の都合で出張する場合
- (3)保護者が親族の看護をする場合
- (4)保護者の疾病(お子さんに感染症の可能性がないとき)
- (5)保護者が休息、リフレッシュしたいとき

令和7年度から要件拡充しました

協力家庭の要件、登録について

1 協力家庭が預かり中に行うこと

- 食事提供、衣類の洗濯、寝具等の準備、入浴の準備など
- お子さんの年齢に応じた身の回りの世話、学習、遊び、運動の手助け
- 緊急時の対応(P7に記載)
- 通園、通学の準備や送り迎え ※協力家庭の方ご自身の交通費は委託料に含まれます。
 - ・ショートステイ利用中の所属園(学校等)への送迎については協力家庭と相談の上、行います。利用料金:片道 500 円
 - ・利用児童の登園(校)の際は、所属園(学校)への送迎をお願いします。
 - ・送迎は所属園(学校)から直接の引き取りを原則とします。
家庭外では利用児童がひとりで過ごすことがないよう配慮をお願いします。
 - ・保護者、協力家庭双方から事前に所属園(学校)への連絡をお願いします。
 - ・原則として送迎は徒歩か公共交通機関(バス、電車)の利用をお願いします。送迎手段については利用前に確認をお願いします。



お出かけについて

- ・原則として、緊急時に保護者が迎えに行ける範囲内でのお出かけをお願いします。
- ・移動は原則として公共交通機関(バス、電車)、徒歩をお願いします。
- ・お出かけの際は、事前に保護者と確認をお願いします。

原則として、費用がかからない形での対応をお願いしていますが、
費用負担(交通費、入場料等)がある場合には保護者負担となります

2 協力家庭の要件

次に掲げる要件を満たしたうえで、区が指定する研修を受講した方

- (1) 区内に住所を有していること
- (2) 年齢が 25 歳以上であること
- (3) 心身ともに健全であること
- (4) 次のいずれかに該当する方
 - ・看護師、保育士、教員などの資格をお持ちの方
 - ・里親、フレンドホーム、又はファミリー・サポート事業協力会員として登録されている方または過去に登録され、活動実績のある方
- (5) 次の要件を満たす方と同居していること
 - ・年齢が 18 歳以上であること
 - ・心身ともに健全であること
 - ・子どもショートステイ事業について十分に理解していること
- (6) ご自宅の居室が2部屋以上あり、かつ居室面積の合計が10畳以上あり、同居する家族の構成に応じた適切な広さが確保されていること

3 委託料

(1) 委託料

1日10,000 円

※報告書が提出された後、区から協力家庭へ支払います

(2) 委託料内訳

委託料は、区の負担部分と利用者の負担部分に分けられます。

利用者の世帯状況により負担金額が異なります。

※利用者負担金は区が保護者より徴収します。

世帯区分	利用者負担金(1日)	区負担金(1日)
住民税課税世帯	1,500 円	8,500円
住民税非課税世帯、ひとり親世帯	500円	9,500円
生活保護世帯、里親、要支援家庭	0円	10,000円

※要支援家庭＝要支援ショートステイ対象家庭

※1 日換算

(例)ひとり親世帯で 1 泊 2 日の場合

利用者負担額：500 円×2＝1,000 円

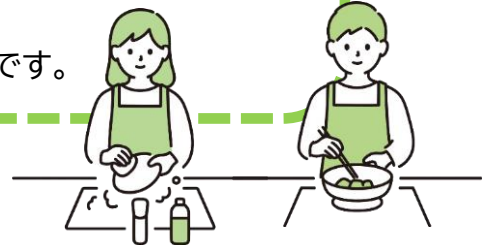
(3)送迎費

一般ショートステイ:児童の送迎日は保護者負担(1人片道 500 円)

要支援ショートステイ:児童の送迎日は区が負担

食事やおやつについて

- ・食事やおやつにかかる費用については、区からの委託料に含まれています。
- ・学校休業中や土曜日の学童クラブ等に児童が持参するお弁当についても委託料に含まれます。
- ・お弁当については、手作りでも買ったものでも大丈夫です。



4 登録申請～登録

(1)新規登録申請(申請者→子ども・若者相談課)

事業の趣旨、協力家庭の要件を確認したうえで登録申請をお願いします。

【提出書類】

- ・「中野区子どもショートステイ協力家庭 認定申請書」
- ・身分証明書(免許書など住所、生年月日が確認できるもの)の写し
- ・健康診断書の写し
- ・資格証明書類等の写し

(2)訪問調査

子ども・若者相談課職員が申請者のお宅へ家庭訪問を行い、預かり中の養育環境を確認します。

(3)区が指定する研修の受講

下記の2種類の研修を受講していただきます。

(ア)中野区ファミリー・サポート事業協力会員講座基礎講座

次の要件に当てはまる方は研修受講免除となります。

- 有資格者であって、過去3年以内に子どもと関わる業務に携わっていた方
- 養育家庭・フレンドホーム登録者であって、過去3年以内に受託した実績がある方
- ファミリー・サポート特別援助会員であって、過去3年以内に活動した実績がある方
- 過去3年以内にファミリー・サポート事業協力会員講座基礎講座その他子どもの養育に係る研修を受講した経験がある方

(イ) ショートステイ協力家庭認定前研修

日程については決まり次第お知らせします。

(4)登録の承認

「中野区子どもショートステイ認定証」が子ども・若者相談課から送付されます。

協力家庭登録後の流れ

1 毎年受講いただく研修について

●子ども・若者支援ネットワーク研修

子ども・若者支援に関わる方を対象に、年4回実施されます。
年度ごとに1回以上の参加が必要です。

2 毎年の契約更新

年度毎に契約更新となります。

年度末(1～2月頃)に契約更新の確認でご連絡をさせていただきます。

登録時と家庭状況が変わった場合はお知らせください。
契約の更新をしない場合、認定証の返却をお願いします。

3 預かりにあたっての注意事項

- ・協力家庭は子どもショートステイ事業で知り得た個人情報について、守秘義務を負います。
登録を辞退または解除した後も、同様です。
- ・養育については、「受け入れカード」を基に、保護者と相談して安全に行ってください。
- ・活動中に困ったことがあれば、事前面談時に確認した担当者に相談してください。
- ・協力家庭は健康管理に十分注意し、区に報告している健康状態と変化があり、児童の養育に影響を及ぼす可能性がある場合には、速やかにご連絡ください。
- ・ショートステイ事業を通じて、宗教活動、政治活動、営業活動は行わないで下さい。
- ・預かり児童の家庭との間で、金銭の貸し借り、物品の売買、斡旋などは行わないで下さい。→

4 協力家庭受託～受託終了

(1)受託の打診

ショートステイ協力家庭利用の相談があったら、子ども・若者相談課より協力家庭へ電話等で預かりの打診をします。対象児童の年齢や利用希望日などの情報をお伝えします。

※利用者の申込み締切は 7 日前までとしています。

※利用者は、事前に利用登録をしています。

(2)事前訪問

(1)で預かりにあたっての条件の調整ができれば、協力家庭宅への訪問を実施します。保護者、子どもと協力家庭の打ち合わせを行います。受け入れ可能であれば、保護者が利用予約フォーム・電子決済用フォームを入力し、児童登録票・受け入れカードをもとに利用にむけて必要事項の確認を行います。訪問時は子ども・若者相談課職員も同席します。必要時には児童相談所・すこやか福祉センターの職員も同席します。

※同一家庭で2回目以降の場合、事前訪問を省略することもあります。その場合、子ども・若者相談課より児童登録票・受け入れカードを送付します。

【確認事項】

- ☐利用の流れ、児童登録票、受け入れカードの内容について
- ☐送迎の有無、方法について
- ☐緊急時の対応について(体調不良等があった場合)
- ☐利用中の保護者と協力家庭の連絡について
- ☐支払方法について
- ☐その他、注意事項について

(3)利用開始

保護者の送りか、所属園(校)等へのお迎えにより利用を開始します。

(4)利用終了

保護者のお迎えか、所属園(校)等への送りにより利用が終了となります。利用終了後、下記の書類を子ども・若者相談課へ送付してください。

- ・実績報告書、請求書
- ・児童票、受け入れカード等個人情報書類

(5)委託経費の支払

実績報告書・請求書の提出を確認後、振り込みにてお支払いします。

緊急時の対応

1 預かり中に児童の体調が悪くなった場合

- ・発熱、嘔吐等があり預かりができない状況があれば、児童登録票にある連絡先に連絡し児童のお迎えをお願いしてください。
※協力家庭ショートステイでは医療的ケアはできない旨は申請時点で伝えています。
- ・お迎えがあった時間が利用終了時刻となりますので確認をお願いします。
- ・子ども・若者相談課への報告をお願いします。

2 預かり中に児童が怪我をした場合

- ・怪我をした際の状況、時間等を確認し、保護者に連絡をお願いします。医療受診等の必要があり、預かりが難しい状況があれば保護者に児童のお迎えをお願いして下さい。
- ・子ども・若者相談課への報告をお願いします。

3 その他、災害等の緊急事態が発生した場合

- ・協力家庭にて最善の方法を判断し、対応をお願いします。

緊急連絡先への連絡が取れない場合や、本児の引き取りが困難な状況がある場合には、
子ども・若者相談課へご連絡ください。

中野区 子ども教育部

子ども・若者相談課(子ども・若者支援センター)

中野区中央1丁目41番2号

電話:03-5973-3257



保険について

ショートステイ中の万が一の事故等に備え、利用者・協力家庭員は、傷害保険及び賠償責任保険、お見舞金制度に加入します。

※子ども・若者相談課が一括加入するため、協力家庭員による保険料の負担はありません。
預かり中の事故等を対象としています。
トラブルが起きた際には、まずは子ども・若者相談課までご連絡ください。

1 依頼子供傷害保険

協力家庭で預かった子どもが保育サービスを受けている間や自宅と協力家庭宅や保育所等への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被ったときに補償するものです。

対象となる場合	対象とならない場合
・子どもが階段から落ちてケガをした ・子どもが犬にかまれてケガをした ・車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした ・地震が発生し、子どもが棚から落下したものにあってケガをした ・子どもが熱中症になった	・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害 ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

2 サービス提供会員障害保険

協力家庭(保育者)が保育サービスの提供中や自宅と協力家庭宅や保育所等への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって障害を被ったときに補償するものです。

対象となる場合	対象とならない場合
・保育者が、走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした ・保育者が、子どもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした ・地震が発生し、保育者が棚から落下したものにあってケガをした ・保育者が熱中症になった	・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害 ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

3 賠償責任保険

協力家庭が保育中に他人(子どもおよび保育者と同居親族含む。)の身体または生命を害した場合や、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、利用者からお預かりした保育中に使用するために現金及び必要な日用品を保険期間中に損壊・紛失・または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

対象となる場合	対象とならない場合
・保育者の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより、賠償責任を負った ・保育者が提供(調理)した食事やミルクが原因で、子どもを食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った ・利用者から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った ・保育者が、利用者の個人情報記された連絡票等を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った	・保険契約者または被保険者(補償を受けることができる方)の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・保育者と同居する親族に対する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外にある船・車両、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

4 お見舞金制度

これまでの保険では保証されない部分を補う制度です。

【ケガ・病気】

- ・保育者の家族が子どもにケガを負わされた。
- ・ショートステイが原因で新型コロナウイルス感染症に感染した。

【物損】

- ・子どもに保育者の家の物を壊された

参考



1

おひるね

中野区の子育て支援情報がのっています。
年齢や目的ごとに探すことが可能。
HP からも閲覧可能です↓



2

中野区虐待防止マニュアル

要保護児童対策地域協議会の構成員向けに作成
しています。HP からも閲覧可能です↓



子どもショートステイ協力家庭 支払方法

1 支払方法について

協力家庭で実施している子どもショートステイ事業では、電子申請フォーム（LoGo フォーム）を利用したオンライン決済を採用しています。

決済方法は、クレジットカード、もしくは PayPay を利用していただきます。

原則、上記以外の方法（現金含む）は受け付けておりません。

利用いただける支払方法



クレジットカード



2 支払いの流れ

利用前に仮申請いただき、利用後、本決済を実施していただきます。電子申請フォームには個人情報のほか、登録時に通知しております、登録番号、負担金単価、送迎単価を入力する必要があります。

登録時に発行している**登録承認通知**に記載がありますので、お手元にご用意ください。

利用前仮申請

利用期間、送迎利用回数が決まったら、利用者は電子申請フォームから利用内容を入力します。入力の際は、**子ども・若者相談課に確認**をして、利用料金の算定に間違いがないようにしてください。**仮申請完了メールとパスワードが届きます。**



＜オンライン決済用フォーム＞

利用

決まった利用期間に沿って利用してください。やむを得ない事情などで申請した利用内容が変更になった際は、金額が変動しますので、**必ず子ども・若者相談課へご連絡**をお願いします。



利用後本決済

区で利用内容を審査後、支払案内をメールでお送りいたします。メール本文内の URL をクリックし、**仮申請時に発行されたパスワード**を入力し、**メール受信から7日以内**に決済を完了させてください。

